

Ⅲ 規制する業種

次の業種の広告は掲出を承認しない。

1 風営法に規定される以下の業種

(1) 接待飲食営業

* クラブ、キャバレー、キャッチバー等

(2) 性風俗関連特殊営業

ア 店舗型性風俗特殊営業

* ソープランド、ラブホテル、ヌード劇場等

イ 無店舗型性風俗特殊営業

* デリバリーヘルス、ホテル等

ウ 映像送信型性風俗特殊営業

* アダルトサイト等

エ 店舗型電話異性紹介業

* テレホンクラブ等

オ 無店舗型電話異性紹介業

* ツーショットダイヤル、一部のダイヤルQ2等

2 風俗営業類似の業種で次のもの

いかがわしいインターネットサービス等

* 例 出会い系サイト等（掲出審査基準Ⅳ－23に定めるものを除く。）

3 商品取引業

4 個人輸入代行業

5 正規の金融機関を除く投資相談業、投資教室等